

平成25年度 第3回 富士見市都市計画審議会 会議録

会議日時	平成26年1月14日(火)					開会	午前10時00分	閉会	午前11時45分
会議場所	全員協議会室		出席者数	委員定数14名中 出席者11名					
出席者	委員	1号	会長	木内芳弘		2号	職務代理	尾崎孝好	
			委員	田中正伸			委員	深瀬優子	
			委員	千種秀信			委員	金子勝	
			委員	栗原昭			委員	川畑勝弘	
		3号				委員	梅田昌照		
						委員	小森和雄		
						委員	世羅陽一郎		
	臨時委員	なし		参考人	なし				
	幹事	新井健司							
	事務局職員及び説明担当員	【事務局担当(まちづくり推進課)】 友光副部長、斉藤課長、川崎担当課長、平澤副課長、斉藤主査、田之上主事							
欠席委員	谷澤 誠 ・ 柳田政男 ・ 中澤 佳珠代								
議長	木内芳弘			担当書記	田之上 侑司				

会 議 事 項	
1 開 会	新井 幹事
2 会長あいさつ	木内 会長
3 市長あいさつ	星野 市長
	富士見市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長にあたる。
	委員の出席状況報告。委員14名中11名が出席により、富士見市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立。
	富士見市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要領に基づく傍聴者は、0名であることを報告。
4 会議録署名委員の選出	
	富士見市都市計画審議会条例施行規則第8条第2項の規定により、会長が会議録署名委員として千種委員と金子委員を指名。
	また、本会議が原則公開であることが会長より述べられ、今回は非公開とする案件「なし」で了承。
5 議 事	
	(1) 諮問
	① 富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について (県決定)
	担当から別添資料により概要について説明。
	変更に係る都市計画法第17条に基づく案の縦覧は、平成25年11月22日から12月6日までの間行い、縦覧者「1名」・意見提出者「0名」と報告。

会 議 事 項

質疑応答

委員：資料3の6ページ表欄の平成27年の人口及び産業の規模の数値根拠は何か。

担当：人口については、国立社会保障・人口問題研究所が発表する平成20年の推計結果による。産業の規模の製造品出荷額は、平成18年の工業統計における製造品出荷額の実績値を基に、技術力の向上等による既存工場の製造品出荷額の伸びを推計している。また、商品販売額は、国勢調査における人口及び商業統計の実績値を基に、1人当たりの商品販売額を算出し推計人口から推計している。

委員：商品販売額が減少する見込みとなっているが、平成27年オープン予定の「ららぽーと富士見」の販売見込み額は反映されているのか。

担当：過去の商業統計実績から推計されていることから、反映はされていない。

委員：既に見込まれる商品販売額が反映されていない数値の計画では、適切ではないと思う。

担当：本計画は埼玉県において各種統計値で統一されており、他都市計画区域との整合性もあることから数値を変更することはできないが、次回の見直し時に反映されるものと考えられる。

委員：次回の見直しは、いつごろに予定されているのか。

担当：平成27年度に都市計画変更手続きを行い、平成28年度に変更が予定されている。

委員：平成27年の推計人口と現在の人口にどの程度かい離があるか。

担当：平成27年の推計人口は249千人、平成25年12月現在の人口は、富士見市108,469人、ふじみ野市110,030人、三芳町38,287人の合計256,786人となっている。

平成27年人口及び産業規模の推計は、過去の統計調査などの結果を基に算出されていることから実情と差異が生じている。ご指摘の内容については、埼玉県に報告する。

委員：資料3の18ページほかの自然環境の保全について、柳瀬川という河川名の追加はできないか。柳瀬川は、荒川や新河岸川などに比べ自然環境保護の観点及び

会 議 事 項

流域人口が多いことから優先度は高いと思うが、市の見解を確認したい。

また、本計画における埼玉県・他市町の意見及び縦覧結果はどうか。

担当：今回の見直しにより、本計画は広域かつ根幹的な事項を記述することとなった。

本計画では、柳瀬川の河川名の記述はなくなったが、自然環境の保全についての考え方は変更されていない。また、市の土地利用構想に位置づけのある柳瀬川水辺都市事業に関する記述もなくなっている。

他市町の都市計画審議会も現在開催される時期であり、審議状況は把握していない。また、縦覧結果は、埼玉県・ふじみ野市・三芳町とも縦覧者・意見書提出者は0名であった。

委員：資料3の22ページの方針図は、保全すべき地域の記載がされていないため、削除すべきと考える。

担当：計画されている全ての事項を記載することは困難なことから、主な拠点地区を記載しており、図上に着色されていない市街化調整区域が保全すべき地域と考えていただきたい。

委員：柳瀬川地域は、自然環境を保全していく観点から優先順位が高い地域であるとの認識を持っていただきたい。

委員：資料3の8ページに「商業業務地は、中密度もしくは高密度な利用とする。」と記述されているが、高密度に指定されている地区はあるか。また、今後指定する予定地区はあるか。

担当：本市には高密度の指定地区はなく、今後指定する予定もない。また、ふじみ野市及び三芳町も予定はされていない。

委員：今回の見直しは、埼玉県の「まちづくり埼玉プラン」に対応する変更となっているが、推計人口や産業の規模など実態にそぐわない記述もあるため、最新の数値を使用すべきである。

担当：埼玉県の統一的な記述方法からも数値を変更することはできないが、本計画の作成方法などについて、意見があったことを埼玉県に報告する。

委員：今回の見直しに伴い、市の第5次基本構想への反映はどのように行うのか。

会 議 事 項

担当：都市計画の方向性については変更されていないが、見直しにより実施計画など個々の施策について記述が必要となる可能性はある。

今回の変更から、記述内容を広域的・根幹的なものとするにとされており、市が定める都市計画については、これまでどおり各市町において総合振興計画や都市計画マスタープランなどに記述するものである。

委員：本計画の見直しは地方分権の推進に伴う見直しとのことであり、埼玉県と各市町がそれぞれの計画をそれぞれの責任により実施するよう明確にされたものと思う。

以上の質疑を経て、採決を行う。

「富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、挙手により賛否を諮ったところ、賛成全員で原案のとおり「賛成」することに決定。

6 閉 会 新井 幹事